

- 1 日 時
平成16年1月30日(金)14:00～16:45
- 2 場 所
甲府家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員)
大島委員,岡村委員,春日委員,川手委員,倉地委員,佐藤委員,杉原委員,
千葉委員,寺井委員,中込委員,長澤委員,萩原委員,宮沢委員,山口委員,
(高野委員欠席)
(事務局)
寺田事務局長,小太刀事務局次長,中嶋総務課長,益田首席家庭裁判所調査官,
今家庭裁判所首席書記官,谷澤庶務係長(書記)
- 4 議事
 - (1) 所長あいさつ(別紙1のとおり)
 - (2) 事務局紹介及び委員自己紹介
 - (3) 委員長の選出
所長を委員長として選出した(発言内容は別紙2のとおり)。
 - (4) 委員長代理の指名
委員長が倉地委員を委員長代理として指名した。
 - (5) 議事運営事項の決定
 - ア 委員会の成立
委員会は,委員長が招集することとし,委員の半数以上の出席により成立する。
 - イ 議決方法
出席委員の過半数により議決し,同数の場合は委員長が決する。
 - ウ 委員会の議事公開
マスコミへの公開については,ビデオ・カメラ取材及びペン取材とも会議の冒頭のみ認める。一般への公開はしない(発言内容は別紙3のとおり)。
 - エ 議事結果のまとめ
議事内容は,事務局が委員会で出された委員の意見の内容が分かるように,議事の概要をまとめたものを作成する。議事概要は,各委員に交付するほか裁判所のホームページに掲載する(発言内容は別紙4のとおり)。
 - オ 次回期日,開催回数及び次回のテーマ
次回テーマは,「少年事件」とするが,具体的な検討内容等を事務局で検討し,事前に各委員に送付する(発言内容は別紙5のとおり)。
次回期日は,7月23日(金)午後2時から午後4時30分までとする。
- 5 裁判所からの情報提供
意見交換のテーマ検討に先立ち,少年審判廷において,以下の情報提供を行った。
 - (1) 少年審判手続の説明
 - (2) 広報用ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴
 - (3) 少年事件の概況説明
 - ア 甲府家庭裁判所管内における少年事件の特徴
 - イ 裁判所調査官の役割について
 - ウ ビデオ内容に関する質疑・応答

(別紙1)

所 長 あ い さ つ

甲府家庭裁判所の所長をしております千葉勝美と申します。よろしくお願いたします。はじめての方もおられますので簡単に自己紹介をさせていただきます。私は昭和47年に裁判官に任官して以来,31年余になります。昨年1月24日付けで当庁所長に就任しました。それまでは主に民事裁判,司法行政部門に携わっておりました。家庭裁判所関係では,現在,甲府家庭裁判所におきまして,家事調停事件の一部を担当しています。

今日は皆様方お忙しい中,お集まりいただきましてありがとうございます。この家庭裁判所委員会は,家庭裁判所が家事事件及び少年事件を取扱うということから地域

社会とのつながりを深め、その運営に反映させる趣旨の下、昭和23年の家庭裁判所創設と同時に設けられた制度であり、各家庭裁判所に委員会が設置されました。

ところで、内閣の下に置かれました司法制度改革審議会が平成13年6月に意見書を出しまして、この意見書において裁判所運営について広く国民の意見等を反映させることを可能となるような仕組みを導入するべきであるという指摘がなされました。それを踏まえて、昨年8月に地方裁判所委員会が創設されることとなりました。これと同時に家庭裁判所委員会もリニューアルしたかたちで制度改正となりました。家庭裁判所委員会規則1条、2条によりますと、この委員会は地域の家庭裁判所、地域の司法の運営に国民の声を反映させるというのが目的でございます。

委員の皆様方の活発な意見交換が期待されております。勿論、裁判の独立の関係もございまして、個々の裁判の中身について議論するということはありませんけれども、裁判所の運営について、利用者である皆様県民の目線で感じられたことを御提言、御発言いただき、よりよい裁判所に育てていただきたいと思います。また、裁判所といたしましても、必要な情報は、随時、お伝えし、実情等も十分に説明しながら、皆様方の様々な意見を謙虚にお聞きし、裁判所の運営に活かしていきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(別紙2)

委員長の選出について

委員会は裁判制度について国民の意思を反映させるものであることから、委員長には法曹三者を除いた委員から選任するべきである。仮に、裁判所という専門的分野にかかるものであるから法曹関係者が適任であるとしても、この委員会は民意を反映させるとともに、裁判所が委員に審議を委託するという形で裁判所の問題を議論するものであり、裁判官委員を除いた委員から選出するべきである。

本委員会の委員は、それぞれ社会の中で学識経験を積まれた方々で構成されている。各委員ともに、自分の専門分野であれば詳しいけれども、別分野であるとなかなかそうもいかないという現状もあると思う。それぞれの立場で意見を言うことはできるが、それを取りまとめ、家庭裁判所の運営に反映させるということは、委員の重荷になってしまうこともある。日本の社会の中で中立的な立場で国民の意見に耳を傾けて判断していくことができるのは裁判官であり、国民もそのように意識していると思われる。したがって、委員長は裁判官委員でよろしいのではない。

裁判所の委員会を運営するには裁判所のことをよく分かっている、例えば、裁判所長に運営してもらおう方が、この委員会の趣旨に沿ったものになるのではない。

裁判所長が適任であると思う。その方が他の委員も意見を出しやすいのではない。

一般委員に舵取りすることは難しい。委員会の役割からすれば、裁判所長がよいと考える。

反対の意見ではないが、裁判所長がこの委員会の委員となっていることがどうも腑に落ちない感じはある。そもそも裁判所長は意見を受け取る側ではないかと思う。ただし、委員になっている以上は、そこから除外すべきものではないと考える。そのような受け止め方があったことを申し上げる。

全国的にみると、裁判所長以外が委員長に就任しているという例もある。仮に、今回は初期ということで所長が委員長をつとめるとしても、今後、委員会開催回数を重ねていけば、裁判所以外の委員の方でも十分に運営に携われると考える。

(進行役) それでは、様々な方から御意見が出されましたが、裁判所長である千葉委員を委員長とする意見が大勢であるとしまして、千葉委員を委員長とさせていただきます。

(別紙3)

委員会の議事公開について

(議長) 委員会の議事の公開の件については、マスコミへの公開と一般への公開という二つの問題がある。まず、マスコミへの公開であるが、何らかの形で委員会の議事内容をマスコミに公開することは必要であるが、各委員から闊達な意見を述べてもらい、委員会を自由な意見交換の場とするためには、具体的にどのような取材を認めていくかが問題である。写真撮影、これはビデオ取材も含むが、会議

の最初から最後までカメラを回す形で取材を認めるか、あるいは委員会の冒頭のみ、具体的には委員長のあいさつまでとするという形があるかと思われるが、いかがか。

会議の経過が取材対象になるとは通常は考えられず、最終段階の発表するところになれば取材申込みがあると思われるが、基本的にはできるだけオープンにしていくとの態勢にしていきたい。

冒頭部分についての撮影は構わないが、会議のプロセスについてビデオテープを回すということにはしたくない。その理由として、一つは、最初から最後まで録画、録音等する必要性を感じられない。もう一つは、具体的に誰が何を言った言わないとなると、それはプライバシーの問題に発展するからである。委員会の透明性は必要であると考えますが、直接取材については冒頭部分のみでよいと思う。

公開の問題は、結局議事録をどの程度まで公開するかに関係する。

議事の内容全部を録音等する必要性はなく、冒頭のみ撮影で十分である。活発な議論をするためにもそれでよいと思う。

地裁委員会のようにホームページ等に議事内容を載せるのであれば、会議内容まで取材する必要はない。

また、このような委員会が設立、開催されていることはマスコミ等へ発表していくべきである。

(議長) それでは、マスコミ取材については、カメラ等は冒頭のみとすることでよろしいか。なお、裁判所として、必要があれば記者等に対し、委員会終了後、会議結果等をお知らせしたい。また、この委員会が設けられて意見交換がされているということは、裁判所のPRにもなるので、積極的に伝えていきたいと思う。ペン取材についても、カメラ等と同様に冒頭部分のみ在室を認めるということではよろしいか。

(特に委員からの意見なし)

(別紙4)

議事結果のまとめについて

(議長) 委員会の協議結果について、裁判所のホームページ等に掲載するなどして一般に公開することが望ましいと思われる。協議結果のまとめ方については、逐語的詳細な議事録を作成するか、あるいは、発言者の氏名は伏せた上で、議論の内容が分かるように議事の概要という形でまとめるかが考えられる。なお、地裁委員会では、発言者の氏名を伏せた上で、かなり詳しいかたちでの議事概要をつくり、既に裁判所のホームページに掲載している。

我々は選挙で選ばれた委員でなく、誰がどのような発言をしたかは県民にとって直接の関心事ではない。この委員会でもどのような意見が出て、どのような経過で決まったかが分かればよいし、それで十分と考えるので、発言者氏名を伏せた議事概要の公表でよい。

(議長) 議事結果公表については、発言者の氏名は伏せた上で、逐語的な議事録ではないけれど議論の内容が分かる程度に議事概要というものを作りたい。これを事務局の方でまとめて、委員にも配布していきたい。

この委員会でも出された意見というのは、結論は一つではなく、いろいろな角度からの意見であり、裁判所としてはそれを参考にさせていただく。必要がある場合には、意見を検討し、その検討結果を次回の委員会で伝えるとともに、ホームページにも委員会の意見を踏まえてこのようなことを実施したということに掲載していくことを考えている。

(別紙5)

次回のテーマについて

(議長) 裁判所からの情報発信としてのビデオ視聴、手続・概況説明により、大枠のところだけであるが、家庭裁判所の少年事件を理解していただいたかと思う。こうした少年事件に向き合う家庭裁判所の運営について、家庭裁判所委員会としてテーマを決めて議論していきたいと思う。次回以降の委員会の意見交換のテーマとしてどのようなものがよいのか意見があるか。

家庭裁判所で実際に仕事をしている立場から、意見として一つの提案をしたい。

先程のビデオは、少年が家庭裁判所調査官の下で試験観察を受け、その中で、最後の締めくくりとして老人ホーム等へ行き、人とのコミュニケーションを図ることによって更生していくとの流れであった。当庁においてもこの試験観察制度の運用を行っている。ただし、調査官の下だけで、調査官の面接を実施して、後は生活の中において少年と家庭の力等で更生を図っていくというものもある。しかし、社会の中で経験を積むことが相当であると考えられる場合もある。その社会、地域の中で、いったいどのような経験を具体的にどのくらい行ったらよいのかについては、いろんな視点の持ち方や具体的な施設面での問題から、現実には様々な限界がある。それらの点について、委員の幅広い視点により、少年の更生にどのようなものが必要なのかということを検討していったらどうかとの提案を申し上げる。

本日は第1回目としてビデオを見させていただいたが、その場でも委員からかなり活発な質疑等が出された。少年事件に関しては、委員の方々には更に聞きたいことや問題点等があると思う。そういう点を更に掘り下げ検討していくこと、また、提案された解決面を検討していくことが必要であると思う。その点から、例えば、次回は前半を裁判所内からの情報提供の延長のようなものをして、その後議論していくというのはいかがか。

(議長) 具体的なテーマの提案があったが、これをいきなり議論するというのではなく、例えば、少年の更生については、これに関する裁判所からの情報提供を行い、その上で試験観察中の少年の更生のための地域での活動方法等を議論していただくということになるかと思う。そのような進行を裁判所として考えている。また、テーマ等を一つに絞ろうとは考えていないので、以上の他にもこういう点を検討していきたいという意見があったら発言いただきたい。

家庭裁判所のスタンス的な点の質問であるが、本日のビデオでも加害者側を主人公的に捉えているような気がする。被害者の救済の面はどのように考えているのか。

私の理解しているところを述べると、平成13年の少年法改正により、少年審判手続に被害者の方が3つの点で関わることとなった。それは、1.意見の陳述、2.記録の閲覧(事実の部分)、3.加害少年の処分結果を知ることであり、この3点は認められた。ただし、少年審判手続の理念というのは基本的に変わっておらず、少年自身の更生を図ることに主眼があり、その手続をとおして被害者の慰謝を図るといった手続にはなっていない。そういう意味では、事件少年が主役であると思っている。

少年事件に関して加害者、更に被害者を含めた支援というものを、家庭裁判所の裁判官や調査官等のスタッフ、そして関連する諸機関の間でどのようなチームを組み連携・機能していったらよいのかが重要である。先程、述べられた加害少年の更生のための地域での体験学習の場をどのように探し、開拓していったらよいか、それに関連付けて、その周辺領域でのチームプレイを構築していくシステムづくりが必要であると思う。さらに、家裁が手を出しにくい被害者のケアという問題も含めながら議論していきたい。

先程のビデオ視聴の際、裁判官等から、年に1回、2回、学校との連絡会議等もあると説明を受けたが、それだけでは足りないと思う。形式だけでの連携となってしまう。やはり、関連する現場の人たちとチームを組んで進めなければならない。これは、一個人では構築していくことはできないから、システムとして作り上げていく必要がある、そのようなことを当委員会でも議論できたらよいと思う。

地域社会の小学、中学、高校や家庭の主婦に、裁判所は悪いことをしたときに出てくるもの、悪いことをしたときに登場する怪物くらいのイメージしかないのが現状であると思う。それに対する広報活動の工夫というのも考えていかなければならない。表には出てこない部分での人間の闘いや軋轢が子供らの改心等を促進していくということが沢山ある。そういう意味で地域社会からの理解を得るための活動にも力を入れていく必要があると思う。

(議長) 以上の各委員から出された意見をもとに、更にテーマを整理したものを事務局の方で素案として作成し、次回委員会開催前に、委員に示していくこととする。

次回委員会開催時期及び実施回数等について

(議長) 次回委員会の開催時期や今後どのくらいの頻度で開催していくかについて決めていきたい。開催時期等について、事務局の方で腹案があるか。

(事務局) 当庁は、小規模庁であり、地裁と家裁の事務局が一つとなっており、地

裁委員会、家裁委員会の運営も併せて行っていかなければならない。第2回地裁委員会を来月2月26日に予定している。そういうことから、次回家裁委員会の開催は6月から7月ころを予定していただければありがたいと考えている。

家庭裁判所は、少年、家事とその範囲は広く、かつ、人間的にどろどろした面を持っていることから、この家庭裁判所委員会も重いテーマを議論する場となる。回数を増やしていかなければ、とても実質的な話しをしていくことはできないと考える。

委員の任期が2年ということであるが、意見を出して、それをまとめ、発表するスケジュール的なことは決まっているのか。

(議長) 現在、考えているところを申しあげると、ある問題について委員会が報告書のような分厚いものを出すというのではなくて、あるテーマについて、いろいろな意見を出していただき、どの意見も参考となる意見であると思うので、それを取りまとめて裁判官会議に報告をし、家庭裁判所の運営についての参考資料にしていきたいと考えている。そういう意味では、報告書にまとめていくのではなく、一回一回に出された意見を取り上げていきたいと思っている。

回数の少なさを埋めていくならば、毎回議論してきたことの整理をして、人が変わってもきちんと申し送りをして、議論を続けていくことが不可欠である。

(議長) この委員会での議論は資料化してホームページに掲載するし、裁判官等が変わったとしても引き続くようにして、議論が積み上がっていくようにしたい。

回数については、いまここで少なく決める、多く決めるというのもできないので、とにかく次回を6月あるいは7月に開催するという事でいかがか。
次回期日を7月23日(金)午後2時から午後4時30分までと決定。